

## 償却資産の申告について

工場や商店、賃貸アパートなどを経営している個人または法人が、その事業のために使用している構築物や機械、器具備品等の資産は償却資産にあたるため、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産を持っている方には、毎年1月1日現在の資産の状況について申告することが地方税法で義務付けられています。

昨年、償却資産の申告をした事業者の方には、令和3年度の償却資産申告書を12月中旬に送付していますので、申告書の内容を確認の上、令和3年1月1日現在において町内に所有する償却資産の状況についての申告書を作成し、期限までに税務課資産税係へ提出してください。

近年普及している太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。申告の対象となる方には、あらかじめ償却資産申告書を送付しますので、期限までに提出してください。

### ●個人(給与所得者・年金受給者の方など)

全量売電の場合：申告の対象

余剰売電の場合：申告の対象外

### ●個人(個人事業主の方)

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

### ●法人

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

※なお、申告が必要な方で、申告書が届かなかった場合は、税務課資産税係まで問い合わせください。

提出期限／令和3年2月1日(月)

問合せ先／税務課資産税係 内線(535)

## 20歳になったら国民年金

日本に住む20歳から60歳までの厚生年金等に加入していない全ての方は、国民年金に加入し保険料を納めることが義務付けられています。20歳になる日の前日より国民年金に加入となり、日本年金機構から資格取得のお知らせが届きます。

国民年金には老後の生活を支える「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取る「障害年金」や家族の働き手が亡くなったときに遺族が受け取る「遺族年金」があります。

年金保険料の未納があると、将来年金が受け取れない可能性があるので注意してください。

また、学生の方や学生でない50歳未満の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な方には「学生納付特例」や「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、役場町民サービス課保険年金係の窓口で、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

問合せ先／釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

## 水道メーター検針員の募集

募集人員／1人

資格／自家用車および運転免許を所有している方。

業務内容／毎月25日から27日の3日間(土・日・祝日問わず)で、各家庭等の水道メーターの読み取り。(1月分検針から)

検針地区／庶路、庶路宮下、恋間、庶路甲区(釧白工業団地内)、乳呑、暁、末広地区(約400件)

応募方法／役場水道課窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、令和3年1月8日(金)までに提出してください。面接日時は追ってご連絡します。

提出・問合せ先／水道課業務係 内線(564)

## 令和3・4年度競争入札参加資格審査申請

町が発注する建設工事等(建築物の設計、土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃、測量を含む)の競争入札参加資格審査申請書(指名願)を、次の期間受け付けします。

受付期間／令和3年1月12日(火)～2月12日(金)

提出書類／市町村標準様式1～10、誓約書、納税証明書(町内業者は、すべての町税に係る平成31年度)※提出書類の様式は、企画財政課窓口または町ホームページからダウンロードすることができます。

※証明書類はコピー可。郵送の場合は、受付最終日の消印有効。返信用封筒を同封してください。

問合せ先／企画財政課契約管財係 内線(237)

## 忘れていませんか？家屋に関する届け出

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建てているものに課税されます。次のようなときは税務課資産税係に連絡をお願いします。

### ●家屋を取り壊したとき

家屋の一部または全部を取り壊した方は、役場に届け出をしてください。

取り壊した家屋の固定資産税は、翌年度から課税されませんが、届け出がなかったり、遅れたりすると、引き続き課税される場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

また、住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が適用されていますので、土地に対する特例措置を受けられず、固定資産税が増額となる場合があります。

●法務局に登録していない家屋の所有者を変更したとき  
売買などにより所有者を変更した場合は、役場に届け出をしてください。

届け出をしないと翌年度以降も旧所有者に課税されますので、忘れずに届け出をしてください。

申出方法／申出用紙は税務課窓口にあります。

提出・問合せ先／税務課資産税係 内線(535)